

重要なお知らせ

ジャヴァ厚生年金基金

年金の支給の繰下げについて

【1】「国の年金の受給資格がある方」は以下の①～③をご覧ください。

① 国の老齢厚生年金

平成19年4月の厚生年金法改正に伴い、平成19年4月以降に老齢厚生年金の受給資格を取得された方（通常65歳になられる方）から、老齢厚生年金の支給を繰下げることができるようになりました（※1）。

老齢厚生年金を繰下げられた方は、繰下げた時から1年後（通常66歳）以降に支給の開始を申出ることができます。この時の支給額は、繰下げに応じた額を加算した額となります。

（※1）65歳になられた時（受給資格を取得された時）に老齢厚生年金の裁定請求を行わないことです。

② 厚生年金基金の年金

国の老齢厚生年金の支給を繰下げられた場合は、当厚生年金基金の「基本年金」につきましても、国の老齢厚生年金の受給資格を得られた後のお支払いを繰下げて支給することになります。

- 国の老齢厚生年金の支給を繰下げられた場合は、当厚生年金基金の「基本年金」も国の老齢厚生年金と同時に支給停止となります。（「加算年金」の支給を受けられている場合、「加算年金」については従来どおり支給いたします。）
- 将来国へ老齢厚生年金の支給の繰下げ申出（老齢厚生年金の裁定請求）をされる際は、当厚生年金基金から支給される繰下げ時点の年金額に加え、繰下げ期間に応じて加算した年金額をお支払いします。

③ 当厚生年金基金への手続きのお願い

同封しております「老齢厚生年金の支給の繰下げ選択届」に必要事項を記入いただき、65歳の誕生月の末日までに、当厚生年金基金へお送りください。

なお、選択届にて繰下げのご連絡をいただいた後に、国の老齢厚生年金の支給の繰下げを撤回される（年金を受給する）場合は、当厚生年金基金にも撤回届を提出いただく必要がありますので、すみやかに当厚生年金基金へご連絡ください。

【2】「国の年金の受給資格がない方」は以下をご覧ください。

年金受給中にお勤めになられている方が65歳以降に国の年金の受給資格を満たした 場合、上記①～③の繰下げ申出に関する意思表示をいただく必要がございますので、国の受給資格が発生した際は、すみやかに当厚生年金基金までご連絡ください。

ご不明な点は、当厚生年金基金までお問合せください。

ジャヴァ厚生年金基金

<住所> 〒651-2216 神戸市中央区港島中町6-8-2

<電話番号> 078-302-5155